

## 慶弔規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という。）の慶弔に関する必要な事項を定めるものである。

### (慶賀金)

第2条 この法人の役員及び正会員が、国の表彰を受けたときは、祝金として3万円、及び祝電を贈る。

### (弔慰金)

第3条 この法人の役員及び正会員等が死去した場合はそれぞれ次の各号の弔慰金を贈る。

- (1) 本人 5万円、供花、弔電
- (2) 役員及び正会員の直系（配偶者、親、子） 3万円、供花、弔電

### (見舞金)

第4条 この法人の役員及び正会員が次の各号に該当する場合は、それぞれ見舞金を贈る。

- (1) 病気見舞 傷病のため一ヵ月以上入院した場合 1万円
- (2) 災害見舞 地震、火災、風水害の被害に対する見舞金は、状況に応じて会長が決定し、後日理事会に報告するものとする。ただし上限を5万円とする。

### (職員慶弔)

第5条 職員については、職員慶弔見舞金規程による。

### (関係機関、友誼団体行事)

第6条 この法人と友誼関係にある団体及び関係機関の長又は長に準ずる職にある者に第2条、第3条及び第4条の慶弔事があり、会長の出席を要するもの 1万円、祝電又は弔電

2 この法人と友誼関係にある団体の祝事等に当たっては、次の祝金を贈る。

- (1) 記念式典等 1万円、祝電
- (2) 総会、例会 1万円
- (3) その他の祝事 その都度会長が決定し、理事会に報告するものとする。

(特例)

第7条 特別の事情により、この慶弔規程により難しいときは、その都度会長が決定し、理事会に報告するものとする。

(届出)

第8条 この規程により慶弔を表すことが生じたときは、関係者は遅滞なく必要な事項をこの法人事務局に届け出るものとする。

(改廃)

第9条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

- 1 この規程は、平成25年1月22日より施行する。
- 2 平成24年度（平成24年4月1日から3月31日）については、第1条の「公益社団法人全国子ども会連合会」を「社団法人全国子ども会連合会」と読み替える。
- 3 この規程の施行に伴い、「役員等慶弔見舞金規定」は廃止する。
- 4 この規程は、以下の条文を平成25年11月20日の理事会で改正し、平成25年11月20日より施行する。  
第2条、第4条の役員等を、役員及び正会員に変更、  
第2条（2）削除  
第3条 役員等を役員及び正会員等に変更、（1）（2）の条文を変更、